

相続税の申告のためのチェックシート（平成27年分以降用）

このチェックシートは、相続税の申告書が正しく作成されるよう、一般に誤りやすい事項をまとめたものです。
申告書作成に際して、検討の上、申告書に添付してご提出くださるようお願いいたします。

なお、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】には、相続税に関する具体的な計算方法や申告の手続などの詳しい情報を記載した「相続税の申告のしかた」を掲載しておりますのでご利用ください。

また、非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例の適用を受ける場合は、「非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例のチェックシート」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】に掲載しています。）の確認もお願いいたします。

区分	検討項目	検討内容	検討済(レ)	検討資料	検討資料（又は写し）の添付
	相続財産の分割等	① 遺言書がありますか。 ② 相続人に未成年者はいませんか。 ③ 戸籍の謄本がありますか。 ④ 遺産分割協議書がありますか。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	○ 家庭裁判所の検認を受けた遺言書又は公正証書による遺言書の写し ○ 特別代理人選任の審判の証明書 ○ 戸籍の謄本（注1） ○ 遺産分割協議書の写し、各相続人の印鑑証明書（注2）	有（部）・無 有（部）・無 有（部）・無 有（部）・無
相続	不動産	① 未登記不動産はありませんか。 ② 共有不動産はありませんか。 ③ 先代名義の不動産はありませんか。 ④ 他の市区町村に所在する不動産はありませんか。 ⑤ 日本国外に所在する不動産はありませんか。 ⑥ 他人の土地の上に存する建物（借地権）及び他人の農地を小作（耕作権）しているものはありませんか。 ⑦ 貸付地について、「土地の無償返還に関する届出書」は提出されていませんか。 ⑧ 土地に縛りはありませんか。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	} ○ 所有不動産を証明するもの（固定資産税評価証明書、登記事項証明書等） ○ 賃貸借契約書、小作に付されている旨の農業委員会の証明書 ○ 土地の無償返還に関する届出書 ○ 実測図等	有（部）・無 有（部）・無 有（部）・無 有（部）・無 有（部）・無 有（部）・無 有（部）・無 有（部）・無
財産	事業（農業）用財産	○ 事業用財産又は農業用財産の計上漏れはありませんか。	<input type="checkbox"/>	○ 資産・負債の残高表、所得税青色申告決算書・収支内訳書	有（部）・無
財産	有価証券	① 株式・出資・公社債・貸付信託・証券投資信託の受益証券等の計上漏れはありませんか。 ② 名義は異なるが、被相続人に帰属するものはありませんか（無記名の有価証券も含みます。）。 ③ 増資等による株式の増加分や端株についての計上漏れはありませんか。 ④ 株式の割当を受ける権利、配当期待権はありませんか。 ⑤ 日本国外の有価証券はありませんか。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	○ 証券、株券、通帳又はその預り証 ○ 証券、株券又はその預り証 ○ 配当金支払通知書（保有株数表示） ○ 評価明細書等	有（部）・無 有（部）・無 有（部）・無 有（部）・無 有（部）・無
財産	現金・預貯金	① 相続開始日現在の残高で計上していますか。（現金の残高も確認しましたか。） ② 郵便貯金も計上していますか。 ③ 名義は異なるが、被相続人に帰属するものはありませんか（無記名の預金も含みます。）。 ④ 日本国外の預貯金はありませんか。 ⑤ 既経過利息の計算は行っていますか。 利息は、相続開始日に解約するとした場合の利率で計算し、その額から源泉所得税相当額を控除します。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	} ○ 預貯金・金銭信託等の残高証明書、預貯金通帳等	有（部）・無 有（部）・無 有（部）・無 有（部）・無 有（部）・無
	家庭用財産	○ 家庭用財産の計上漏れはありませんか。	<input type="checkbox"/>		有（部）・無

※次頁に続く。

被相続人氏名

相続人代表

住所

氏名

関与税理士	所在地		
	氏名	電話	

電話 ()

(資 4-81-1-A4統一)

※次頁に続く。
(資 4-81-2-A4統一)

区分	検討項目	検討内容	検討済(レ)	検討資料	検討資料(又は写し)の添付
評価	非上場株式	① 貸借対照表に計上されていない借地権はありませんか。 ② 機械等に係る割増償却額を修正していますか。 ③ 法人の受取生命保険金及び生命保険の権利の評価を資産計上していますか。 ④ 財産的価値のない繰延資産を資産計上していませんか。 ⑤ 準備金、引当金(平成14年改正法人税法附則第8条第2項及び第3項適用後の退職給与引当金を除きます。)を負債計上していませんか。 ⑥ 死亡退職金を負債計上していますか。 ⑦ 受取生命保険金の保険差益について、課される法人税額等を負債計上していますか。 ⑧ 未納公租公課を負債計上していますか。 ⑨ 3年以内に取得した土地建物等は、「通常の取引価額」で計上していますか。	□ □ □ □ □ □ □ □	○ 土地の賃貸借契約書 ○ 法人税の確定申告書(控) ○ 取引相場のない株式の評価明細書 ○ 納税通知書 ○ 不動産売買契約書、登記事項証明書	有(一部)・無 有(一部)・無 有(一部)・無 有(一部)・無 有(一部)・無 有(一部)・無 有(一部)・無 有(一部)・無 有(一部)・無
		① 上場株式の評価に誤りはありませんか。 ② 利付債、割引債を額面で評価していませんか。	□ □	○ 上場株式の評価明細書等	有(一部)・無 有(一部)・無
		① 相続人及び包括受遺者の取得したものについて15%の評価減をしていますか。 ② 林地の実面積で評価していますか。	□ □	○ 山林・森林の立木の評価明細書 ○ 実測図等	有(一部)・無 有(一部)・無
特例	小規模宅地等	① 特例を適用する場合に必要な書類を添付していますか。	□	○ 申告書第11・11の2表の付表1 ○ 申告書第11・11の2表の付表1(別表) ○ 遺言書又は遺産分割協議書の写し及び印鑑証明書(注2)	有(一部)・無
		イ 特定居住用宅地等に該当する場合 ・ 特例を適用する場合に必要な書類を添付していますか。 ※ 被相続人が養護老人ホームに入所していたことなど一定の事由により相続開始の直前において被相続人の居住の用に供されていなかつた宅地等については、「相続税の申告のしかた」等をご確認ください。	□	○ 取得した者の住民票の写し(注3) ※ 被相続人の配偶者が特例を適用する場合は提出不要です。 ○ 取得した者が被相続人の親族で、相続開始前3年以内に自己又は自己の配偶者の所有する家屋に居住したことなど一定の要件を満たす場合は以下の書類 ・ 戸籍の附票の写し(注4) ・ 相続開始前3年以内にその取得者が居住していた家屋が、自己又はその配偶者が所有する家屋以外の家屋である旨を証する書類	有(一部)・無
		・ 取得者ごとの居住継続(相続開始の直前から相続税の申告期限まで引き続きその家屋に居住していること)、所有継続(相続税の申告期限まで有していること)の要件を満たしていますか。	□	○ 総務大臣が交付した証明書	有(一部)・無
		口 一定の郵便局舎の敷地の用に供されている宅地等で、特定事業用宅地等に該当する場合に必要な書類を添付していますか。	□	○ 法人の定款の写し ○ 法人の発行済株式の総数(又は出資の総額)及び被相続人等が有するその法人の株式の総数(又は出資の総額)を記載した書類でその法人が証明したもの	有(一部)・無
		ハ 特定同族会社事業用宅地等に該当する場合に必要な書類を添付していますか。	□		
		② 居住用の部分と貸付用の部分があるマンションの敷地等については、それぞれの部分ごとに面積をあん分して軽減割合を計算していますか。	□	○ 賃貸借契約書等	有(一部)・無
		③ 貸付事業用宅地等(不動産貸付け業、駐車場業、自転車駐車場業及び準事業)について、特定事業用宅地等として80%減をしていますか。	□	○ 収支内訳書(不動産所得用)	有(一部)・無
		④ 面積制限の計算を適正にしていますか。 ⑤ 未分割の宅地に適用していませんか。	□ □	○ 申告書第11・11の2表の付表1 ○ 遺言書又は遺産分割協議書	有(一部)・無 有(一部)・無
		○ 未分割の場合に「申告期限後3年以内の分割見込書」を添付していますか。	□	○ 申告期限後3年以内の分割見込書	有(一部)・無

※次頁に続く。
(資4-81-3-A4統一)

区分	検討項目	検討内容	検討済(レ)	検討資料	検討資料(又は写し)の添付
特 例	特定計画山林	① 調整限度額の計算を適正にしていますか。 ② 特例を適用する場合に必要な書類を添付していますか。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	○ 申告書第11・11の2表の付表2 ○ 遺言書又は遺産分割協議書の写し及び印鑑証明書(注2) ○ 森林経営計画書の写し ○ 特例の適用を受ける資産の内容の分かるもの	有(部)・無 有(部)・無
		○ 未分割の場合に「申告期限後3年以内の分割見込書」を添付していますか。	<input type="checkbox"/>	○ 申告期限後3年以内の分割見込書	有(部)・無
農地等の納税猶予		① 期限内申告ですか。 ② 遺言書又は遺産分割協議書がありますか。 ③ 被相続人は死亡の日まで、特例適用農地について農業を営んでいましたか。 ④ 贈与税の納税猶予の特例の適用を受けていた場合、特例適用者は相続人であり、かつ、速やかに農業経営を開始していますか。 その特例農地等を計上していますか。 ⑤ 現況が農地等以外の土地又は特定市街化区域農地等(都市営農農地等を除きます。)に特例を適用していませんか。 ⑥ 必要な書類を添付していますか。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	○ 贈与税の申告書(控)	有(部)・無 有(部)・無 有(部)・無 有(部)・無
			<input type="checkbox"/>	○ 遺言書又は遺産分割協議書の写し及び印鑑証明書(注2) ○ 農業委員会の適格者証明書等 ○ 担保の提供に関する書類	有(部)・無
課税価格	○ 申告書第1表の⑥のAは各人の課税価格の合計額となっていますか。	<input type="checkbox"/>			有(部)・無
基礎控除額		① 法定相続人数は戸籍謄本等で確認しましたか。 ② 代襲相続人はいませんか。 ③ 養子縁組(又は取消し)した人はいませんか。 ④ 法定相続人の数に含める養子の数は確認しましたか(実子がいる場合には1人、実子がない場合には2人となります。)。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	○ 戸籍の謄本	有(部)・無 有(部)・無 有(部)・無 有(部)・無
税額加算	税額加算	① 相続人以外で遺贈・死因贈与により財産を取得された方はいませんか。 ② 相続又は遺贈により財産を取得した者が孫(代襲相続人を除きます。)や兄弟姉妹、受遺者等の場合は、税額の2割加算をしていますか。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	○ 遺言書、贈与契約書	有(部)・無 有(部)・無
税額計算	税額計算	○ 法定相続分の計算は正しくされていますか(特に相続人に代襲相続人がいる場合)。	<input type="checkbox"/>		有(部)・無
税額控除	税額控除	○ 贈与税額控除、未成年者控除、障害者控除や相次相続控除などの控除額に誤りはありませんか。	<input type="checkbox"/>	○ 贈与税の申告書(控)、障害者手帳、戸籍の謄本(注1)、相続税の申告書	有(部)・無
配偶者税額軽減	配偶者の取得財産については分割済	① 遺言書又は遺産分割協議書の写しを添付しましたか。 ② 共同相続人等全員(特別代理人がいる場合には、特別代理人を含みます。)の印鑑証明書を添付しましたか。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	○ 遺言書又は遺産分割協議書の写し ○ 印鑑証明書(注2)	有(部)・無 有(部)・無
未分割(全部又は一部)	○ 「申告期限後3年以内の分割見込書」を添付していますか。	<input type="checkbox"/>	○ 申告期限後3年以内の分割見込書		有(部)・無
その他の検討項目					検討済(レ)
① 生前の土地等の譲渡代金は相続財産に反映されていますか。 ② 法令の適用誤り、税額の計算誤り等はありませんか。 ③ 被相続人の所得税及び復興特別所得税について確定申告が必要な場合は、相続開始日の翌日から4か月以内に行う必要があります。 ④ 相続税の延納、物納をされる場合は、申請書を相続税の申告書と同時に提出する必要があります。 ⑤ 相続税の還付申告の方は、還付される税額の受取場所を申告書第1表の付表2に記載してください。					<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

注1 「戸籍の謄本」は相続開始の日から10日を経過した日以後に作成されたもので、被相続人の全ての相続人を明らかにするものに限ります。

2 配偶者に対する相続税額の軽減、小規模宅地等、特定計画山林及び農地等の納税猶予の特例の適用を受ける場合は、「印鑑証明書」は必ず原本を提出してください。

3 「住民票の写し」は相続開始の日以後に作成されたものに限ります。

4 「戸籍の附票の写し」は相続開始の日以後に作成されたものに限ります。